

印刷物請書

収 入
印 紙

1 契 約 金 額

	百	拾	万	千	百	拾	円
--	---	---	---	---	---	---	---

(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)

2 印 刷 物

品 名	規 格	数 量	単 位

3 納 品 期 限 令和 年 月 日

4 納 品 場 所

5 内 容 別紙仕様書のとおり

6 契 約 保 証 金 浜松市契約規則第27条第1項第3号により免除

7 そ の 他 契約金額の支払については、請求があった日から30日以内に支払うこととする。

上記の金額をもって印刷物供給契約をします。関係法令のほか、浜松市契約規則を遵守し、債務を履行するとともに、特に別記事項を確約し、信義に従って、誠実に債務を履行することを証するため、この請書を提出します。

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市 浜松市長 中 野 祐 介

供給人 住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者

印

記

- 1 印刷物は、指定された仕様書・設計書・図面その他いっさいの指示に従って完納すること。
- 2 印刷物を納品場所に搬入したときは、浜松市（以下、「市」という。）に対し、納品書を直ちに提出すること。
- 3 納品時は、市の立会いのもとに印刷物の検査を行い、その結果、契約に定めた事項に適合しないと認定されたときは、指定の期日及び方法により自費をもって印刷物の補修または追加を行い、合格と判定されるまで、以後も同様とすること。
- 4 印刷物の引渡し後に、印刷物について契約内容に適合しない状態にあること（以下「契約不適合」という。）を発見した旨の通知を市より受けたときは、次のいずれかに該当する除き、指定の期日及び方法により自費をもって印刷物の補修または追加を行うこと。
 - (1) 契約不適合が供給人の責めに帰すべき事由でないとき。
 - (2) 契約不適合が数量以外の事項の場合において、契約不適合を発見した日から1年以内に契約不適合の通知を受けなかったとき。
- 5 印刷物の受渡し前に生じた損害は、すべて供給人の負担とすること。
- 6 期限内に印刷物の納品を完了しないときは、契約金額から物件の購入その他の契約に係る既納部分に相応する契約金額を控除した金額につき、遅延日数に応じ年当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した金額を遅延損害金として市に対し、支払うものとする。
- 7 この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させないこと。（あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。）
- 8 市は、必要があるときは、印刷物の数量、規格もしくは納品期限を変更し又は契約履行を中止することができる。
- 9 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、契約金額（契約金額に変更があった場合には、変更後の金額）の10分の2に相当する額を違約金として、市が指定した期日までに支払うこと。
 - (ア) この契約に関し、供給人（オを適用する場合にあっては、「供給人」を「供給人に対しての供給物の納入者」に読み替える。以下エまでにおいて同じ。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は供給人が構成事業者である事業者団体が独占禁止

法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（イ）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が供給人又は供給人が構成事業者である事業者団体（以下「供給人等」という。）に対して行われたときは、供給人等に対する命令で確定したものをいい、供給人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。各号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（ウ）納付命令又は排除措置命令により、供給人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が供給人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（エ）この契約に関し、供給人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（オ）読み替え後のアからエのいずれかに該当し、かつ、当該該当事項により供給人がこの契約において不当な利益を得たと市が認めるとき。

10 9の違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を市に支払うこと。

11 9の規定は、市に生じた実際の損害額が9の規定による違約金の額を超える場合においては、当該超過する金額の賠償を供給人に請求することを妨げるものではないこと。

12 9の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、浜松市契約規則第48条の規定により違約金を支払うときにおいても、市が9の違約金の支払を供給人に請求することを妨げるものではないこと。

13 この契約に関して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなっ

た日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）もしくは、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に
関与していないこと。

1 4 この契約を遂行するに当たり、暴力団員等により不当な行為を受けたときは、その
旨を報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力
を行うこと。

1 5 供給人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用して
はならない。この契約が終了した後も同様とする。

1 6 この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項
については、その都度、指示を受けて対処すること。